

職員の不正行為

1件 不当金額(支出) 147万円

海上自衛隊第24航空隊小松島航空基地隊において、経理班出納係長が、分任資金前渡官吏の補助者として支払等の事務に従事中、平成21年6月から22年1月までの間に、退職手当に係る市町村民税等の振込明細票を自己名義の預金口座を振込先とした虚偽の振込明細票に差し替えるなどして、前渡資金計1,476,200円を領得したものである。

[本件損害額については、22年5月に全額が同人から返納された。]